

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【公開番号】特開2002-136809(P2002-136809A)

【公開日】平成14年5月14日(2002.5.14)

【出願番号】特願2000-335701(P2000-335701)

【国際特許分類】

*B 01 D 21/30 (2006.01)*

*B 01 D 21/01 (2006.01)*

*G 01 N 33/18 (2006.01)*

*G 01 N 27/08 (2006.01)*

【F I】

*B 01 D 21/30 A*

*B 01 D 21/01 B*

*G 01 N 33/18 B*

*G 01 N 27/08*

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月11日(2007.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

水・汚泥処理系での高分子凝集剤の使用に際しては、粉末体である高分子凝集剤は瞬時に水には溶解しないことから、一度溶解設備で水溶液としてから処理系へ最適な注入率となるように注入・混和される(最適注入率はあらかじめジャー・テスト等の手法により決定する)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

各電気伝導度測定セル12、13は電気的に並列に接続されており、各電気伝導度測定セル12、13の電流供給用電極12a、13aには、電源としての交流オシレーター14から同相の交流電流が供給されている。各電気伝導度測定セル12、13の電気伝導度検出用電極12b、13bは、互いに電気的に接続され、両検出用電極12b、13bからの検出信号自身の値が次のように減算されるようになっている。電気伝導度測定セル13の電流供給用電極13aの前に、供給される交流電流の値を所定の倍率で增幅あるいは減幅可能な位相反転器15が設けられており、電気伝導度測定セル13で検出対象となる被測定物質の電気伝導度のレベルを、電気伝導度測定セル12のそれに比べ異ならしめることができるとともに、その検出信号の位相を反転できるようになっている。このようにしておけば、各電気伝導度測定セル12、13からの検出信号自身が、実質的に減算されることになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

次に、本発明に係わる濃度測定装置のシステム例について説明する。濃度測定装置は、基本的にキャリア液を送液するポンプ、試料溶液をキャリア溶液中に注入するインジェクター、高分子凝集剤を酸化する酸化反応器（酸化手段）、酸化前後の電気伝導度を測定する差伝導度計、差伝導度計で測定されたデータを記録するデータプロセッサーで構成されている。ただし、場合によっては、キャリア液を用いないこともあるため、そのような系ではインジェクターは不要となる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

なお、上記装置に加えて、差伝導度計の電極表面での気泡生成を抑制するためのデガッサーや、試料とキャリア液とを均一に混合するためのインラインミキサーや混合コイル等の混合器などを必要に応じて設置してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0076

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0076】

この測定結果をもとに、凝集槽への高分子凝集剤の注入率が1mg/Lとなるように、制御装置により溶解液の注入流量を153ml/minと計算し、定量ポンプの吐出量がその流量となるよう調整され、実際にその流量で水処理系凝集槽に注入された。この制御により、実際に水処理系へ注入される高分子凝集剤の量が、厳密に目標値に制御できることが確認できた。